

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の設置について（案）

1. 設置の趣旨

予防接種施策全般について、中長期的な課題設定の下、科学的な知見に基づき、総合的・恒常的に評価・検討を行い、厚生労働大臣に提言する機能を有する予防接種・ワクチン分科会を設置する。

2. 分科会の組織及び所掌事務

◎ 予防接種・ワクチン分科会

1. 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること。
2. 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

○ 予防接種基本方針・政策部会

1. 予防接種法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること（副反応検討部会の所掌に属するものを除く。）。
2. 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること（研究開発及び生産・流通部会及び副反応検討部会の所掌に属するものを除く。）。

○ 研究開発及び生産・流通部会

ワクチンの研究開発及び生産・流通に関する重要事項を調査審議すること。

○ 副反応検討部会

1. 予防接種法の規定により審議会の権限に属させられた事項（副反応報告に係る事項に限る。）を処理すること。
2. 予防接種による副反応報告に関する重要事項を調査審議すること。

3. 開始時期

年 3 ～ 4 回程度、定例で開催する。